

## CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について

平成 28 年 7 月 20 日  
 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定  
 令和 3 年 3 月 ● 日  
 一 部 改 正 案

- 1 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日内閣総理大臣決裁）を補佐し、CLT の活用に関する事業者や地方公共団体等からの問い合わせに、政府の一元的な窓口として対応することで、CLT の活用促進を図るため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 

議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局内閣参事官
	警察庁長官官房会計課長
	総務省地域力創造グループ地域政策課長
	法務省大臣官房施設課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
	厚生労働省子ども家庭局総務課長
	厚生労働省老健局高齢者支援課長
	厚生労働省医政局医療経営支援課長
	林野庁木材産業課長
	<u>資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー課長</u>
	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
	国土交通省住宅局住宅生産課長
	<u>環境省地球環境局地球温暖化対策課長</u>
- 3 幹事会の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。